

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第3区分
 【発行日】令和6年6月6日(2024.6.6)

【公開番号】特開2024-64495(P2024-64495A)
 【公開日】令和6年5月14日(2024.5.14)
 【年通号数】公開公報(特許)2024-087
 【出願番号】特願2022-173119(P2022-173119)
 【国際特許分類】

B 2 4 D 11/00(2006.01)

10

B 2 4 D 3/02(2006.01)

【F I】

B 2 4 D 11/00 B

B 2 4 D 11/00 P

B 2 4 D 3/02 3 1 0 D

【手続補正書】

【提出日】令和6年5月29日(2024.5.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

20

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基材と、前記基材の一方の面に設けられた研磨材層とを備えるシート状の研磨物品であって、

前記研磨材層が、独立気泡体と、第1の砥粒と、第1の接着結合剤とを含み、

前記独立気泡体の内径が、 $30\mu\text{m}$ ～ $200\mu\text{m}$ であり、

前記第1の砥粒の平均粒子径が、前記独立気泡体の内径の $\frac{1}{3}$ 以下であり、

30

前記第1の接着結合剤が、前記研磨材層を前記基材に接着するものであり、

前記研磨材層全体の体積を基準として、前記独立気泡体が70体積%～85体積%、前記第1の砥粒が5体積%～13体積%、残りを前記第1の接着結合剤が占める、ことを特徴とする、研磨物品。

【請求項2】

前記研磨材層の、前記基材と接する面とは反対側の面に設けられたトップコートとをさらに備え、

前記トップコートが、第2の砥粒と、第2の接着結合剤と、金属石鹼とを含み、

前記第2の接着結合剤が、前記トップコートを前記研磨材層に接着するものである、

ことを特徴とする、請求項1に記載の研磨物品。

40

【請求項3】

前記独立気泡体が熱膨張性マイクロカプセルに由来するものである、ことを特徴とする、請求項1又は2に記載の研磨物品。

【請求項4】

前記第1の接着結合剤が光硬化性樹脂である、

ことを特徴とする、請求項1又は2に記載の研磨物品。

【請求項5】

前記基材の、前記研磨材層と接する面とは反対側の面に設けられた緩衝材層とをさらに備える、

ことを特徴とする、請求項1又は2に記載の研磨物品。

50

【請求項 6】

前記緩衝材層がスポンジである、
ことを特徴とする、請求項 5 に記載の研磨物品。

【請求項 7】

前記研磨物品の前記トップコート又は研磨材層の反対の面に粘着剤層を更に備える事を
特徴とする。請求項 1 又は 2 に記載の研磨物品。

【請求項 8】

前記研磨物品の前記トップコート又は研磨材層の反対の面に係合部材層を更に備える事
を特徴とする。請求項 1 又は 2 に記載の研磨物品。

【請求項 9】

前記係合部材層が面ファスナーである、
ことを特徴とする、請求項 1 又は 2 に記載の研磨物品。

10

20

30

40

50